

議案第 6 号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

平成29年8月10日 提出

埼玉中部資源循環組合管理者 宮 崎 善 雄

提 案 理 由

地方公務員法第58条の3第1項の改正により関係条例の規定を整備したいため



平成 29 年専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 14 日専決

埼玉中部資源循環組合管理者 新 井 保 美

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
（別紙）



## 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成29年3月14日

条例第4号

埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「標準的な職務の内容は組合規則で定める」を「職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であって規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

別表を別表第1に、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

## 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事補又は技師補の職務
2級	主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	係長又は主査の職務
5級	課長補佐の職務
6級	課長又は主幹の職務
7級	事務局次長又は副参事の職務
8級	事務局長、参事又は技監の職務

## 附 則

この条例は、平成29年3月14日から施行する。



埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条・第2条 略 (給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であつて規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</u></p>	<p>第1条・第2条 略 (給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容は規則で定める。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>